

スキー場利用約款

(目的)

第1条 当約款は、当社が運営するスキー場（以下、「当スキー場」という。）の利用者に対する安全性の確保及び利便性の維持向上を目的としています。当約款に定めのない事項については、関係法令の定めに基づき、関係法令に定めのない事項については「国内スキー等安全基準」（全国スキー安全対策協議会・1994年8月改訂版）に準ずるほか、社会通念上の行動にも準じます。

(スキー場での行動規制)

第2条 スキー・スノーボードには、さまざまな特有の危険があり、特にスピードを伴うことから、個々人の行動には、自身の事故防止のみならず他者の安全に対しても責任が発生することから、利用者は次の注意義務を遵守するものとします。

1. 他者への責任

スキー場では、決して他者の身体や持ち物に危害を加えないでください。

2. 行動の一般的な注意

常に前方をよく見て滑り、体調・技能・地形・天候・雪質・混雑等の状況に合わせてスピードをコントロールし、いつでも人や事物を避けられるように滑り方を選んでください。

3. 先方を滑る人への配慮

後方や上方を滑る人は、先方や下方を滑る人の邪魔をしないよう配慮し、また危険のないよう進路を選んでください。

4. 追い越す際の注意

追い越すときは、追い越される人が不測の行動を取っても危険がないよう十分な間隔を残してください。

5. コースに合流するとき等の注意

コースに合流するときや、斜面を横切るとき、また滑り始めるときには、上方と下方に注意して、自分にも他人にも危険のないよう確かめてください。

6. コース妨害の禁止

コースの中で立ち止まったり座り込んだりしないでください。狭い場所や、上方からの見通しのきかない場所は特に危険なため、転んだ時は出来るだけ早くコースをあけてください。

7. 登る時等の注意

登る時、歩く時、又は立ち止まる時は、コースの端を利用してください。また、視界の悪い場合は、特に上方から滑ってくる人に注意してください。

8. 流れ止めの装着

スキーやスノーボードには、流れ止めをつけてください。

9. 標識や警告・指示の遵守

標識や掲示物・放送等当スキー場の警告に注意し、パトロール隊員や当スキー場係員の指示に従い、事故防止に努めてください。

10. 助け合いと協力の義務

事故に遭遇した時は、事故当事者でなくても、救護活動と通報に協力をしてください。当事者・目撃者を問わず、身元を確認させていただくことがあります。

(注意事項)

第3条 スキー・スノーボードをする場合には、次のような危険な場面に出遭うことがあります。利用者はこれをよく理解のうえ、注意深く行動し、安全で快適なスキー場利用にご協力ください。

1. 降雪・吹雪・降雨・濃霧など天候にともなう危険（ホワイトアウト(天候の具合で雪面の高低や凹凸が分

かりにくい状況)を含む)

2. 崖・急斜面・溝・沢など地形に伴う危険
3. アイスバーン・深雪・クレバス・雪崩など雪質や雪面の状態による危険（ツリーウェル(樹木の傍に空いた深い穴)、ツリーホール(春先など雪解けにともない樹木まわりに露出した地面)なども含む)
4. 立木・切り株・茂み・岩石・露出した地表・水路など自然の障害物による危険
5. リフト支柱・人工降雪設備・標識・ロープ・マットなど人工の工作物との衝突による危険
6. 雪上車両との衝突の危険
7. スノーパークの利用にともなう危険
8. 自己転倒による危険
9. スキーヤー・スノーボーダーのスピードの出し過ぎによる危険
10. 他のスキーヤー・スノーボーダーとの衝突による危険
11. 疲労・飲酒・薬物・体調不良による危険
12. 不適切な用具の使用などによる危険
13. その他、これらに類する危険

(禁止行為)

第4条 当スキー場利用者に関して以下の行為を禁止します。

1. コース外を滑走すること
2. 閉鎖中のコースに立ち入ったり、滑走したりすること
3. 立木・リフト支柱・人工降雪設備・ネット・ロープ・マットなどの間近を滑走すること
4. 他のスキーヤー・スノーボーダーの間近を滑走すること
5. 他のスキーヤー・スノーボーダーの滑走を妨げること
6. 圧雪車(ゲレンデ整備車)・スノーモービルを含む全ての雪上車両に近づくこと
7. リフトの運行を妨げること
8. その他、これらに類する行為

(徐行義務)

第5条 当スキー場利用者に関して以下の状況では徐行してください。

1. 徐行の標識があるところ
2. 地形や障害物で、前方が見えにくいところ
3. シーズン初めや春先など積雪が十分でないとき
4. 降雪・吹雪・濃霧・日没時などで視界が悪いとき

5. ホワイトアウト(天候の具合で雪面の高低や凹凸が分かりにくい状況)のとき
6. 立木・切り株・茂み・岩石・露出した地表・水路など自然の障害物に近づいたとき
7. リフト支柱・人工降雪設備・ネット・ロープ・マットなどの人工の工作物に近づいたとき
8. コースの合流地点やコースが狭いところ
9. コースの脇や末端に近づいたとき
10. リフトの乗り場や降り場に近づいたとき
11. コースが混雑しているとき
12. キッズエリア(子供用ゲレンデ)に近づいたとき
13. 業務のために出動しているパトロール隊員や運行している雪上車両に近づいたとき
14. その他、徐行しないと危険な箇所を滑走するとき

(スノーパーク利用上の義務)

第6条 スノーパークの滑走者は次のことを守ってください。

1. 掲示板などの注意書に従う
2. 自らの能力と技術の範囲内で滑走する
3. 着地点の周囲の安全を確認してからスタートする
4. ヘルメットその他必要な防具を着用する

(子供の保護者・付添人の責務)

第7条 子供の保護者および付添人は次のことを守ってください。

1. 保護者・付添人は子供の能力を見極め、子供を危険に遭わせないように努める
2. 保護者・付添人は子供に対して、当スキー場で守るべきルール（当約款並びに当スキー場の行動規則及び注意・禁止事項等。以下、「当約款等」という。）について教え、守らせるよう努める

（賠償請求及び費用負担）

第8条 当社は、当約款等に違反した行為によって発生した一切の事故の責任を負いかねるとともに、当社に損害又は賠償費用が発生した場合には、その事故を発生させた利用者に対してその損害の賠償又は発生した費用の負担を請求させていただきます。当約款等に違反し、閉鎖されたコースや立入禁止の区域に出たスキー場利用者又はその親族・知人等から当社に遭難救助の申告があったときは、当社単独で又は当社と関係官公庁等が協力して救助活動を行いますが、当社は救助活動終了後、捜索・救助に要した人件費、雪上機器費用、索道運行費用、照明電気費用、その他発生した費用の一切をスキー場利用者に請求させていただきます。

（不可抗力）

第9条 天災その他の不可抗力に基づく事由により、スキー場利用者の安全が確保できないおそれがある場合には、当スキー場又はリフトの全部又は一部の営業を休止させていただきますことがあります。

(その他)

第10条 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成4年3月1日施行)による指定暴力団及び指定暴力団員並びに反社会団体及び反社会団体員等(暴力団及び過激行動団体等ならびにその構成員)の方々のご利用は、固くお断りいたします。

(管轄裁判所)

第11条

当約款について紛争が生じたときの管轄裁判所は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

(宿泊約款の変更)

第12条 当約款は、民法上の定型約款に該当し、当約款の各条項は、利用者の一般の利益に適合する場合または変更を必要とする相当の事由があると認められる場合には、民法の規定に基づいて変更します。

2. 当約款の変更は、当約款の変更内容が適切な方法で公

表された後、指定された効力発生日から適用されます。

附則

(最終変更日)

1. 2021年11月1日

(効力発生日)

2. 2021年12月1日

以上

磐梯リゾート開発株式会社